

令和 8 年第 2 回七戸町議会定例会 会議録（第 3 号）

令和 8 年 6 月 5 日（火） 午前 10 時 00 分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 7 号 専決処分事項の報告について
(令和 7 年度七戸町一般会計補正予算（第 11 号）)
- 日程第 2 報告第 8 号 専決処分事項の報告について
(令和 7 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）)
- 日程第 3 報告第 9 号 専決処分事項の報告について
(令和 7 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）)
- 日程第 4 報告第 10 号 専決処分事項の報告について
(令和 7 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）)
- 日程第 5 報告第 11 号 専決処分事項の報告について
(令和 7 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 号）)
- 日程第 6 報告第 12 号 専決処分事項の報告について
(令和 7 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 7 号）)
- 日程第 7 報告第 13 号 専決処分事項の報告について
(令和 7 年度七戸町下水道事業会計補正予算（第 6 号）)
- 日程第 8 報告第 14 号 専決処分事項の報告について
(七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 9 報告第 15 号 専決処分事項の報告について
(七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 10 報告第 16 号 専決処分事項の報告について
(七戸町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 11 報告第 17 号 専決処分事項の報告について
(七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 12 議案第 36 号 七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 37 号 工事請負契約の締結について
(七戸中学校校舎空調設備改修等工事)

- 日程第 1 4 議案第 3 8 号 物品購入契約の締結について
(消防ポンプ自動車 (C D- I 型) 購入)
- 日程第 1 5 議案第 3 9 号 物品購入契約の締結について
(除雪ドーザ交換購入)
- 日程第 1 6 議案第 2 9 号 令和 8 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 7 議案第 3 0 号 令和 8 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 3 1 号 令和 8 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 3 2 号 令和 8 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 0 議案第 3 3 号 令和 8 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 1 議案第 3 4 号 令和 8 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 3 5 号 令和 8 年度七戸町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 4 0 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 4 議案第 4 1 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 5 議案第 4 2 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 6 議案第 4 3 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 議案第 4 4 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 8 議案第 4 5 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 9 議案第 4 6 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 0 議案第 4 7 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 1 議案第 4 8 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 2 議案第 4 9 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 3 議案第 5 0 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 3 4 議案第 5 1 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 5 議案第 5 2 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 6 議案第 5 3 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 7 議案第 5 4 号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 8 議案第 5 5 号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 9 議案第 5 6 号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 0 議案第 5 7 号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 1 報告第 1 8 号 七戸町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告について
- 日程第 4 2 報告第 1 9 号 令和 7 年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 3 報告第 2 0 号 令和 7 年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 4 4 報告第 2 1 号 令和 7 年度七戸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 4 5 議員派遣の件について
- 追加日程第 1 議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について
(倉岡生活改善センター等改築工事)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議 長	1 6 番	附 田 俊 仁 君	副議長	1 5 番	岡 村 茂 雄 君
	1 番	藤 井 夏 子 君		2 番	中 野 正 章 君
	3 番	山 本 泰 二 君		4 番	向中野 幸 八 君
	5 番	二ツ森 英 樹 君		6 番	小 坂 義 貞 君
	7 番	澤 田 公 勇 君		8 番	工 藤 章 君
	9 番	呷 清 悦 君		1 0 番	佐々木 寿 夫 君

1 1 番 瀬 川 左 一 君

1 3 番 三 上 正 二 君

1 2 番 田 嶋 輝 雄 君

1 4 番 田 嶋 政 義 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	田 嶋 邦 貴 君	副 町 長	仁 和 圭 昭 君
総 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	支 所 長	三 上 義 也 君
企画調整課長	田 中 健 一 君	財 政 課 長	佐 藤 源 太 君
税 務 課 長	高 田 美由紀 君	町 民 課 長	阿 部 泰 晴 君
保健福祉課長	大沢田 慎 一 君	介護高齢課長	金 見 真 樹 君
こどもみらい課長	澤 山 晶 男 君	会 計 管 理 者	田 村 教 男 君
商工観光課長	向中野 洋 人 君	農 林 課 長	中 村 陽 一 君
建 設 課 長	高 田 博 範 君	上下水道課長	佐々木 和 博 君
教 育 長	森 田 勝 博 君	学 務 課 長	町 屋 淳 一 君
生涯学習課長	鳥谷部 伸 一 君	スポーツ振興課長	相 馬 和 徳 君
国民スポーツ大会推進室長	附 田 良 亮 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	井 上 健 君	代表監査委員	吉 川 正 純 君
監査委員事務局長	西 野 勝 夫 君	選挙管理委員会委員長	附 田 繁 志 君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部 慎一郎 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	西 野 勝 夫 君	事 務 局 次 長	町 屋 さおり 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議録署名議員

1 3 番 三 上 正 二 君

1 番 藤 井 夏 子 君

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

したがって、令和8年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、6月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 報告第7号

○議長（附田俊仁君） 日程第1、報告第7号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページから18ページまで、歳入全般にわたり発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） おはようございます。

12ページ、11款の1節交通安全特別交付金について。関連になるかと思うのですが、ちょうど新幹線のところの警察署の前にある信号と、天間林地区のほうに向かってくる新幹線の入り口のある信号が近くにあるでしょ。それで、あそこのところを見ると、新幹線のほうから来る車の台数は、それほどないのですよね。だけれども、そこは、時差式だからずっと止まっているわけです。

例えば、一つの例が、川去の交差点のところ、あそこは感應式なわけです。止まっていて感應すれば、野々上のほうから来れば、あそこで反応して、すぐ変わるわけです。その代わり、短いから、何秒くらいですかね、うんと短いわけです。でも、そういうふうにもしないと、あそこの警察署のところから、新幹線のところ、距離が近いから。それをなんとかしないと、あそこが渋滞するわけです。だから、あそこが時差式ではなくて、感應式の形でできませんでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） おはようございます。

それでは三上議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の箇所につきましては、議員おっしゃるとおり、現在は時差式ということで、信号機を設置されております。私も通勤等でその道路を使いますが、やはりしばしば渋滞しているなど感じることはございます。

ただし、警察のほうで、現在、時差式ということでまず採用して設置している、そこに

も何か理由等があると思いますので、その辺の経緯の調査と、また感応式にしてほしいという要望があるということで、警察のほうと協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 前に、これを私は質問しました、二年くらい前になるかな。8番議員がこれを質問したのですよ、こういう状況があるから、考えてくれと。けれども、その後、何も進展がないから、今、改めて質問しているわけです。

だから、何か理由があったとしても、どう考えても、あそこはおかしいんだよな。だって、新幹線が来るからって、10台も車が続けて来るってありえないよね。その辺を、何とか早急に対応するように調べてください。これは、課長だけでは駄目だったら、町長なり副町長なりが行って、ねじこんできたほうがいい。お願いします。

○議長（附田俊仁君） 要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

19ページ、1款1項1目議会費から、24ページ、2款6項1目監査委員費まで発言を許します。

2番議員。

○2番（中野正章君） 23ページ、総務費1目の戸籍住民基本台帳費に関連しますが、今、マイナンバーカードで住民票をコンビニでも取れるというコンビニ交付が、まず結構県内でもかなり進んできている、隣町でもやっている。ただ、ここはまだということで、これをどういうふうに考えているかお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 町民課長。

○町民課長（阿部泰晴君） おはようございます。

マイナンバーカードのコンビニ交付に関しましては、初期導入費用が約2,000万円、年間の維持管理費も200万円程度と発生することから、現時点では導入は考えておりません。

しかしながら、住民の皆様のサービスの向上のため、自宅にいながら時間や場所にとらわれることなく、サービスができるマイナンバーカードを利用したオンライン申請の実施に向けて、今、関係各課と協議を進めているところでございます。

以上になります。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） やはり県内で半分前後の自治体が取り組んでいる。まだ取り組む計画はないということだけれども、やはりそれだと「七戸町は遅れているな。」というふうになるのではないのかなと思うのですよね。流れ的には、もうやる流れなのではないかなという。

そうだとすればもう早いか遅いかで、遅いと遅いと言われるし、ということなのではないかなと思います。そこはよろしく検討願います。要望です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、24ページ、3款1項2目国民年金費から、28ページ、6款2項2目林道維持管理費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、28ページ、7款1項2目商工業振興費から、32ページ、10款3項2目教育振興費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、32ページ、10款4項1目社会教育総務費から、38ページ、13款2項10目庁舎建設基金費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 歳入歳出全般ですので、10款の教育費に関連いたしまして。

まず、当町の直接の事業ではないのですが、注目される事件がございました。辺野古の船の転覆事故がございましたね。先般、文科省が教育基本法に抵触しているのではないかと。あのニュースを私自身も見まして、国が踏み込んだなと思って。

それで、あの研修に関しては、いろいろ亡くなった方もおられまして、お気の毒なのですが、教育基本法までとなると、当然現場も戸惑いもあるかと思います。教育長はその辺に関してどのような思いを持って事案を受け止めたか、参考になるお考えがありましたら、お答えいただければなと思っています。よろしいですか、議長。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（森田勝博君） 考えということですので、考えで。

まず、今回の件に関しては、非常に痛ましい事件であったなと思っております。安全管理に関してというか、学校教育活動で、校長会で、常々私が話しているのは優先順位をちゃんとつけましょうということです。1番目は生徒の安全、これが1番。2番目に信頼関係をつくっていくということ。3番目に多様性を受け入れていく。4番目に教育活動、学習、学びをやっていく。5番目にその成果を求めるということで、いろいろな場面があるので躊躇しないで安全確保ということです。修学旅行に関しては、事前に行程の計画とか、どの学校も保護者説明をしています。とりわけ保護者も気にするのは、やはり安全確保です。

今回の事件、全て知っているわけではないのですけれども、私も調べる中で、安全管理に関しては、非常に不備があるなということは感じました。例えば、私も船の免許を持っていますけれども、旅客業法というか、今回のバスの事件もそうですけれども、いわゆる

業務の契約がなされていないということとか、いわゆる白タク行為的なことがあったということ。それから、気象の判断に関しても非常に甘いところがあった。海上保安庁の注意事項等を考えると、やはりあそこは危険なところであるということの認識がなかった。それから、引率教員が乗船していないことと、言えばもっとたくさんあります。そこは精査してやはり教育長として、各学校に安全管理についての徹底はもう一度示唆していきたいというふうに思います。

それから、文科省で今回踏み込んだ判断をしたということに関しては、詳細はまだ分かっていない部分があるので、コメントは控えたいのですが、私も社会科の教員、それから政治、経済を教えてきた人間としては、政治的中立は非常に難しい問題で、授業をする際には必ず、これが客観的な判断に耐え得るかということは、常に自問自答しなければいけないことだと思っています。

そういう点でいうと、非常に難しいところがあります。というのは、低年齢化して18歳の選挙権になりました。18歳になると、学校の中では、多分どこも校則で禁じていると思うのですが、校外においては選挙活動をしていいわけです。それなので、高校生でも選挙活動をしていい。ただし、メールとかはダメです。SNSとか動画とかはオーケーなのですね。

そういう点でいうと、政権与党も重視しています。そういう子どもたちの活動を活発にするということと、もちろんそのときに、いわゆる踏み込んだ選挙違反しないようにということでは、どちらも、どちらもというのは変ですけども、やっています。

もう一つ難しいのが、政治的中立というよりは、政治はそもそも対立する考え方の調整の原理なのです。だから、必ず対立している部分がある。では、多数決がいいかということでは絶対ないわけです。なぜ対立しているのかということ、まず考える要素としてやっていかなければいけない。それが客観的なことに耐え得るかということです。

その辺でいうと、この文科省の判断に対して、私が見解を述べるのは、今は早計だと思っています。5月の末に、文科省のほうでホームページに出しています。それは私も見えていますけれども、これだけは言えると思います。その安全管理の部分と、その政治的中立の文科省の判断が、実は文科省の見解の中で、途中がごちゃっとなっているのです。これは避けたほうがいいなという教育長としての見解です。

そうというのは、学校に指示するときに、踏み込んだ内容をある程度客観的に生徒も考えていかなければいけない、児童も。そのときに、ここはあまり安全管理のところと、これが一緒になっていると判断に苦慮するのではないかなというふうに思っています。それしか今は言えないです。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 無理な答弁というか、大変ありがとうございました。

私がなぜこれをあえて提起したかということ、実は私の姉が沖縄の方に嫁いで、何年か後

に会ったときに、基地の話になったとき、基地に対する感覚がすごく変質したのです。

青森県にも基地があるのだけど、沖縄の人と接していると、基地に対する、何と言いますか、アレルギーと言いますか、全然違うわけです。そして、特に戦後、戦前、沖縄の人が3分1ぐらい亡くなっている。

ですから、本土の方と沖縄の方と基地に対する取組が全然違うものですから、辺野古の事故が何となく重なって、他人事でないような感じで、私は今、拝見したのですけれども、直接は関係ないのだけれどもね。そういう意味で、あえて質問させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

2番議員。

○2番（中野正章君） 36ページ、教育費、体育施設費、総合アリーナ関係ですけれども、総合アリーナが開業してから丸2年、その間にイベントなるものをやったか。町民のうち、どれくらいがあそこを利用しているか。普通は、ああいうところをやれば、イベントをやって、一般町民を呼ぶというのがあってしかるべきなのだけれども、考えてみると、それらしいものもない。

結局は、ふれあいセンターが使いやすいとか、今まで使っていたから経費もかからない。でも、それだと、アリーナの意味は何なのだということになる。設計が悪いのではないのかということにもなる。

例えば、スポーツレクリエーション祭でも、ああいうのでもアリーナでやれば、もの珍しさに参加する人も増えるだろうし、そういうのもあるし、もちろん種目的には難しいかも分からないけれども、やはり取り組むべきだと思うし、二ツ森議員も去年の12月の一般質問で言っていますが、このせっかく造った町民のためのアリーナですから、やはりイベントをやって、より多くの町民を呼ぶようにしてください。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 答弁を求めますか。

○2番（中野正章君） 答弁をお願いします。

○議長（附田俊仁君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（相馬和徳君） ただいまの御質問にお答えします。スポーツ振興課的にお答えします。

アリーナの使用人数になりますけれども、町外、町内、特別大きく集計はしていないのですけれども、総計でお答えさせていただきます。令和6年度は6万2,872人、令和7年度が7万275人で、ほぼ7万人程度の利用がございます。

イベントに関しては、町全体のイベントはさておき、先ほど中野議員がおっしゃったとおり、スポーツ関係で、今、アリーナのほかの中央公園のスポーツセンターを利用している場合については、アリーナも活用していくことを考えていきますので、今後の利用方法

については、随時振興させていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 2 番議員。

○2 番（中野正章君） 先ほども言いましたが、スポーツレクリエーション祭、ぜひ、アリーナでやるのを検討していただきたいと思います。今年が駄目でも、来年お願いします。

○議長（附田俊仁君） 答弁は。

○2 番（中野正章君） いいです。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第 7 号は、原案のとおり承認されました。

○日程第 2 報告第 8 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 2、報告第 8 号専決処分事項の報告について（令和 7 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第8号は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 報告第9号

○議長（附田俊仁君） 日程第3、報告第9号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第9号は、原案のとおり承認されました。

○日程第4 報告第10号

○議長（附田俊仁君） 日程第4、報告第10号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第10号は、原案のとおり承認されました。

○日程第5 報告第11号

○議長（附田俊仁君） 日程第5、報告第11号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第11号は、原案のとおり承認されました。

○日程第6 報告第12号

○議長（附田俊仁君） 日程第6、報告第12号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第12号は、原案のとおり承認されました。

○日程第7 報告第13号

○議長（附田俊仁君） 日程第7、報告第13号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 下水道に関係しますので。汚泥処理は移動式の脱水機によるもので行われておるのですが、そこを今、設置型に変更するつもりでお話が進んでいると伺っております。

そこで、関係する資料をちょっと拝見させていただきましたら、内容的に、私は膨大な予算が絡むなと思いました。先ほど課長から、大体4機で20億円ぐらい、今の積算で言いますと、将来的にはもっとかかるのではないかと。それでも、報告の内容を見れば、設置型のほうが将来的には安くなるというような内容なのですけれども、いかんせん、東北町との広域を組んでいますので、あからさまに反対というわけにもいかないだろうし、さて、将来的には下水道処理そのものが、処理する過程においても人口減少によって少なくなっていくわけです。

その辺を、町長は、まずどういうふうにこの問題を考えているのか。この計画が出たのが、令和元年度辺りからなって、どんどん前に進んで、結果的にこのまま行けばもうやらざるを得ないような状況が見られるのですけれども。

ちょっと立ち止まって可能な限りもう少し双方が慎重に議論して、私自身は脱水機でもいいのではないかなと個人的には思っているのですけれども、その辺を町長はどういうふうにお考えになるか述べていただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君） まずは、上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木和博君） お答えします。

今回御質問のあった件ですけれども、もともとは令和元年ぐらいから始まった話でありまして、現在使用している移動脱水車が更新の期間を大分過ぎて、大分老朽化しているところが発端となっているということです。

令和2年からその話し合いを進めまして、令和2年12月に、一応その当時の試算をした場合に、運転経費、それから更新費用を合わせたライフサイクルコストと通称を言うようなのですが、それによって、定置式が安いというふうなところで定置式で進んでいたところであると聞いております。

しかしながら、今、議員がおっしゃったように、その後、基本設計、詳細設計を進めていくにつれて、工事費用が令和2年、令和4年に比べて、令和6年、7年辺りでも、かなり上昇していたというところであります。

実は、この令和8年度になってから、5月に中部上北広域事業組合、東北町と当町の3

者で、また改めて話をしたのですが、その後、改めてその下水道事業団で積算した工事費がさらに上がるということで、先ほどの20億円という数字が出てきました。

そういうこともありまして、現時点で改めて移動脱水車と移動式の方式について再度検討したいと、課内では、今、話合いをしているところです。その話合いで、現在も資料を収集しておりまして、その資料の収集と話合いが終わった後に、町長、副町長に再度相談、報告ということを考えておりました。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 次に、町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

今、担当課長もお話ししたとおり、私ども、一応概要というところでは伺いをしております。その中で、今、議員がおっしゃるとおり、経費がどんどん膨らんでいる。中部上北広域事業組合の今の段階では、移動式は確かに古くなっているのですけれども、まず使える分を使いながら、それで今のコスト様々を比較した中で、今後の話を詰めていきたいと思います。今すぐこれがいい、あれにしますというところでの報告は受けていませんが、今、言うように経費というところはしっかりと踏まえながら、今後、話合いを進めてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第13号は、原案のとおり承認されました。

○日程第8 報告第14号

○議長（附田俊仁君） 日程第8、報告第14号専決処分事項の報告について（七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第14号は、原案のとおり承認されました。

○日程第9 報告第15号

○議長(附田俊仁君) 日程第9、報告第15号専決処分事項の報告について(七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号は、原案のとおり承認されました。

○日程第10 報告第16号

○議長(附田俊仁君) 日程第10、報告第16号専決処分事項の報告について(七戸町税条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第１６号は、原案のとおり承認されました。

○日程第１１ 報告第１７号

○議長（附田俊仁君） 日程第１１、報告第１７号専決処分事項の報告について（七戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第１７号は、原案のとおり承認されました

○日程第１２ 議案第３６号

○議長（附田俊仁君） 日程第１２、議案第３６号七戸町長寿祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第37号

○議長（附田俊仁君） 日程第13、議案第37号工事請負契約の締結について（七戸中学校校舎空調設備改修等工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（听 清悦君） 以前、この工事については当初15億円、それを見直して10億円というふうになったと思うのですが、今、議案として出されている工事以外に、今後どのような工事を行うのかと、それらの費用についても伺いたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（町屋淳一君） おはようございます。お答えいたします。

今年度から4か年にわたって七戸中学校の改修工事を進めることとしております。令和9年度につきましては、内装、建具、監視カメラ、通信情報設備、暖房設備等。金額につきましては、概算額で2億3,210万円でございます。令和10年度につきましては、屋根や建具、外装等の工事を予定してございます。こちらについて、概算額ですが、1億7,600万円でございます。令和11年度以降につきましては、内装、放送設備、自動火災報知設備、給水衛生関係の工事を予定しておりまして、金額は3億2,310万5,000円を概算額として見込んでおります。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 4か年に分けて工事を進めるということですが、今、塗装業者もシンナーがなくて困っているということなのだと思いますが、この前、町内の人に壁の塗装をお願いしたところ、その途中から、屋根のほうはまだいいかもしれないけれども、今、足場がこのままだと10万円ぐらい違うので一緒にやったらと勧められて、そのとき塗装したそうです。

4か年のこの計画の中で、今、工事するのに、また足場組んだりすると思うのですが、その費用も考えたときに、この4か年に分割にするのが経費の面でもメリットがあるという考え方で計画するのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長。

○学務課長（町屋淳一君） お答えいたします。

当初の予定ですと、事業費が大きく膨らんでいた理由というのは、仮設校舎を設置するということで、事業費が拡大しておりました。１回で工事をできればよかったのですが、仮設校舎はかなり金額がかかるということで、これは補助事業との関連が出てきまうけれども、年間に分割した形で工事を進めるということとしてございます。これが大きな工事を４か年に分けるという理由になってございます。

なお、議員が御指摘の、足場等の重複する部分の工事につきましては、今後の工事の中で精査しながら進めていきたいと思いますが、補助事業の関連、それから、財政的な問題とありますので、しっかりと協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第３７号は、原案のとおり可決されました。

○日程第１４ 議案第３８号

○議長（附田俊仁君） 日程第１４、議案第３８号物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型購入）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第39号

○議長（附田俊仁君） 日程第15、議案第39号物品購入契約の締結について（除雪ドーザ交換購入）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第29号

○議長（附田俊仁君） 日程第16、議案第29号令和8年度七戸町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから9ページまで、歳入全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

10ページ、1款1項1目議会費から、15ページ、2款5項1目統計調査総務費まで発言を許します。

2番議員。

○2番（中野正章君） 13ページ、1項総務管理費の19目庁舎建設費事業費についてですけれども、さきおととい、荒熊内で長い時間説明を受けました。2時間も3時間もいて、業者がいて、何をしゃべったか。現状では、何も分からないということしか言わな

かったです。

私が前、結局、財政シミュレーションを要望したこともありまして、一応、・・・・・・
・・形で出てきました。データがこう出て、やはり見れば、バブル以降のゼロ金利政策から今はそうではなくなった。その影響もあるのだろうなとは思いますが。そういうのは、大きいと思います。・・・・・・財政がもつのか
ということの当然考えなければならないわけで、結局、その理由づけですね、どのような
ものか。

・・・・・・
・・・・・・
・・・・・・
・・・・・・
・・・・・・
・・・・・・
・・・・・・

そういう中で、私は町長があまりにも前のめりだと思います。やはり、どのような車でもバックギアというものがあります。バックギアも支度しているほうがいいのではないかという気がしています。それについてどう考えるか、お願いします。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

お諮りいたします。

○2番（中野正章君） すみません、その前に。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

2番議員の先ほどの発言をどうされますか。中野議員から。

○2番（中野正章君） 一部削除をお願いします。金額と昨日知り得た部分、不本意ではありますが。

○議長（附田俊仁君） 承知いたしました。

お諮りいたします。

2番議員から先ほどの発言について、会員規則第64条の規定により、工事費の金額の部分について発言の取り消ししたい旨の申出がありました。

この取消しの申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、2番議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

ほかにございますか。

○2番（中野正章君） 発言は取り消したけれども、私が聞いたことは。発言の一部は取り消したけれども。

○議長（附田俊仁君） 2番議員の質問について。

暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

2番議員。

○2番（中野正章君） これまで、前々回の指標、前々回のまず説明会。あのときは、最初は33億円。それが、3か月か何ぼで、・・・・・・・・・・上がっています。・・・・・・・・・・

将来的に財政がどうなるか、これを考えたときに、やはりこの県内でもかなりワーストのほうになると。それについて、どう考えるかお聞きします。

（発言する者あり）

○議長（附田俊仁君） 今は、休憩ではないので、先ほど申し上げたとおり問題のある部分は全部削除します。議事録には残しませんので。改めてこのことについて。

町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

いずれにしても、町の財政健全化というところをしっかりと睨みながら、当然、大きいプロジェクトを進めていくわけですから、ある程度の経費がかかっていく。その中で、我慢できるもの、軽減していくもの、工夫していくもの、それらを総合的に進めながら、今、御心配の財政はどうか、これをしっかりと見極めながら進めてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、15ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、20ページ、8款5項2目住宅建設費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、20ページ、10款1項2目事務局費から、26ページ、13款1項5目下水道事業会計繰出金まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

8 番議員。

○8 番（工藤 章君） 全般ですので、農業費に関連いたしまして。最近、一般質問で佐々木議員から熊の被害の話を出されましたけれども、人的に関しては、熊ですけれども、農作物に関しては、猪も捨てきれないのです。

そこで、去年は猪の被害が当町においてどのくらいあったのか。それから、私が知る範囲内では、隣の東北町は結構まだあるらしいです。猪に関しては、電気柵が有効だということなのですが、これもやはり面積が、場所が移動する可能性がありますので、作付けする方は、なかなかその箇所を設置するのも難しい面もあるし。被害になると、もうめちゃくちゃになるわけです。それから、猪の匂い等も残る可能性があって、畑も作物も全滅に近い。救済策となるともう行政では手に負えない部分もあるので、その辺の今後の被害に遭ったとき、農家はというふうに対応して、どのような形でこれから運営経営を進めていけばいいのか。もし、助言的な部分が行政としてあったら、お知らせ願いたいなと。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（中村陽一君） おはようございます。

まず初めに、昨年度の猪の被害をお知らせいたします。目撃件数 10 回、被害件数 4 件、被害面積 1.4 ヘクタール、被害額 180 万円です。その中身につきましては、長芋とリンゴとなっております。

東北町の被害を聞いている部分ですけれども、長芋、小かぶ、馬鈴薯を合わせて約 3 ヘクタール、金額 540 万円ほどと伺っております。

次に、電気柵とかそういったものの件に関してでございますが、町では電気柵でありますとか、箱わな。この箱わなは大型とか小型とかあるのですけれども、そういったものの補助を展開しております。

また、どうしても被害が発生した際に、農家の収入が減ることが想定されます。このことから、一つは、自分の畑をそういったわなとか、そういったもので守るということをしていただいて、収入が減ったときのために農業共済組合が展開しています収入保険に入っていただくという二段構えで取り組んでいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8 番議員。

○8 番（工藤 章君） 長芋の被害について、私が聞いたところによると、猪が食する長芋の種類が 2 種類あって、片方はあまり被害がないと、片方はめちゃくちゃやられている。やはり、おいしくない芋は食べないのではないかと。それがどうやって分かるかというと、猪に聞くしかないと思うっているのだけれども。

いずれにしても、これから、多分予想では猪の被害が出てくると思う。先進地、私のいるところが大分に行って、先進地というのはおかしいけれども、電気柵で梨をつくって、結構

被害に遭っているのだけれども、電気柵も、猪も頭がよくなって、下に穴を掘るそうです、柵の線の。結局、最後はどうなるかというと、いちごっこになって。いよいよ我が青森県にも、猪の被害が出てきたかなと。一番いいのは、農家を辞めればいいのだけれども、そうもいかないと。

だから、いずれにしても知恵比べをしなければならないし、被害があった農家の方には、何とかとにかく保険等の対応、これから共済の対応等を考えながら、とにかく農業を維持しないと話にならないですから、その辺を、全て行政にあれやってくれこれやってくれと頼むわけにもいきませんので、お互い知恵を絞ってこれから対応していかなければならないと思っています。答弁は要りませんので。町長、いい案があったら教えてください。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

11番議員。

○11番（瀬川左一君） 猪の関連なのだけれども、昨年度の捕獲頭数とか、それに、天間ダムから流れてくる用水に何頭か落ちて、下流のほうで引っかかっているということもあるのだけれども、その捕獲というのは、現にどれくらいあるのですか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（中村陽一君） お答えいたします。

昨年度、令和7年度に捕獲いたしました猪の頭数は8頭となっております。また、水路等に流れてきた、死んでいるものですが、それは令和7年度は9頭ございました。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 私は、子実コーンをやっているのだけれども、うちのコンバインで刈ると、最後には、中で猪がトウモロコシを食べているだろうけれども、子連れで親が小さくなって小さくなって、最後に子どもを連れて、ものすごい勢いで何十頭も逃げているのを見ているから、こう見るとやはりこれからすごくこの辺も毎年被害が増えてくるのかなと思うと、農業に対してすごい打撃を感じるわけなのです。今後の対策としていろいろ考えてほしいなと思います。要望です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 農林課長も農家だから、分かると思うけれども、たしか猪は豚と同じだね、簡単に言えば。でも、豚の場合は、おっぱいの数だけ子どもが育つわけだ。年に二、三するはずだから、そうなれば、半端でない数が増える、ねずみ算なんてものではなくるのではないかな。その辺をどう考えているのか。どう聞けばいいか。いや、言い方が悪かった。

そういうのは、親が1頭いたら、その子どもが、例えば、10頭から大体十一、二頭生

まれる。だけれども、そのうちの、半々だとしても、半端にならない数がねずみ算式で増えるわけですよ。

だから、今のうちに、何ぼでも駆除していかないと、子どもがまた子どもを産むんだし、たしか半年か1年ぐらいで、親になって子どもを産むのです。だから、その辺のところ、ちゃんと駆除しておいたほうがいいと思うよ。

ただこれ、人によっては動物愛護とか、そういう関係もいろいろあると思いますけれども、だけれども、半端ではなくなる数になると思うよ。それなら答えられるよね。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（中村陽一君） お答えいたします。

上北農林水産事務所に配置されましたガバメントハンターが、猪を中心に駆除してまいりたいと言っておりますので、その方の指導を仰ぎながら、対策を練ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

9 番議員。

○9 番（听 清悦君） 議案第29号令和8年度七戸町一般会計補正予算の一部、今までも反対してきていることから一貫性を持たせるために、ここ一つだけですけども、13ページ、2款1項19目12節委託料、新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託料です。

2番議員は、財政面のことから、見直すという考えはないかという趣旨のことを質問されたと思いますが、私も前々から、令和9年度着工という必要性、緊急性が何かというのに対して、未だに明確な答弁をもらっているとは思っていません。

それから、当初の予算よりかなり費用が膨らむ可能性はある。財源についても、この庁舎建設の財源というのは何かというと、行政サービスにも使える予算を削ってできる財源だと私は思っています。

もう一つ、新庁舎建設計画は、同時に現庁舎が空くわけですから、空いた後の利活用の計画が現時点で見えていない状況では、私はこれはもう、現庁舎も廃墟化するというふうに現時点では思っています。

それと、人口減少対策のほうに予算を重点的に使うべきだということに対しても、やはり庁舎に予算をかける分、そちらに予算を割けなくなる。

それから、今定例会で報告第18号に、七戸町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告についてという報告が上がっています。もう3年前の住民説明会のときから、私が一つの問題点として指摘していたのは、これはもうコロナウイルスで体験していることですけれども、分散しているところよりも一か所に人が集中するほうが感染拡大しやすいということです。実際、三沢の養鶏場で被害額八十数億円になるくらいの鳥インフルエンザで殺処分しなければならなくなった会社の社長が言っていましたけれども、どのような対策、全ての対策を講じてきたけれども、こうなるともう鶏舎を一か所に集中して建てるのではなくて、分散させるしかないというところまで話しているくらいです。

ですから、それを考えると、これは説明会でも私は心配していたことですが、仮に一か所に全職員が集まって、そこで誰かが感染したとなった場合、その新型インフルエンザ等、そういった感染症が拡大することもある場合も含めて、今、分散されている庁舎を使うべきだということで反対してきていましたので、それを踏まえて、立ち止まって考えることなく進めるという計画で、その予算が計上されている議案第29号について、反対いたします。

○議長（附田俊仁君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番議員。

○7番（澤田公勇君） 今、庁議員のほうから反対意見が縷々出されましたけれども、前町長のときからこの新庁舎の問題が出された中で、ここ本庁、支所を約2億1,400万円の費用をかけて耐震補強しました。支所も本庁も耐震補強したわけですね。

それで、その耐震補強の経過年数が9年くらいだったと思っています。そうすると、再度、耐震補強ができるのか。そういう問題もまた起きてくる。

それから、庁議員が言いました、空いた庁舎の問題。今のこの庁舎を解体するとなれば、20億円以上の費用がかかるのではないかなと思います。

そうすると、皆さんがおっしゃっている財政基盤、将来的なものの金額を考えると、そこまで、今、算定して出していけるのかなという気もします。

やはり、かなりのお金をかけて新庁舎建設に向けて動いている最中ですから、いろいろな金額の掛け方によって変わってくると思います。

それと、先般いろいろな話が出てきましたけれども、新庁舎についてはリサイクル云々ではなくて、できるものを大いに活用しながら対応していくというものも理想としてあるわけですから、削れるものは削っていく努力はしていくと思います。

それと、人口減少を考えたときに、私、皆さんにお伺いしたいのですけれども、今16人いる議員、16人必要ですか。これ、10人になると年間の費用が数千万円変わってくるのですよ。これも町民の税金ですよ。その辺も考えてほしいなと思います。定数は減らしたくない。どういう意味ですか。逆に言うと、私は皆さんにその辺も意見を聞いていきたい。

そういう中で、本当に財政のことを考えていくのであれば、自ら削れるものを削って、

町民の負担を少なくしていく。人口が減るということは、財政に入ってくる金額が減るわけですから。そういうことを考えながら進むと、今、着手しないと、恐らくずっと着手できないでしょうと、私は個人的にはそういうふうには思っています。

だから、令和9年度からのそういう着工に向けた前向きな姿勢というのは、ぜひとも進めてもらいたいというふうに思いますので、今回提出された資料については、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかに討論はありますか。

1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 議案第29号に賛成の立場から発言いたします。

13ページの2款1項19目の庁舎建設事業費の補正について。今まで積み立ててきた庁舎建設の基金については、歴代の課長をはじめ皆様が工夫をして、町民に不便をかけないように捻出してきた基金だと思っております。そして、今回の補正に関しては、いたずらに増えたものではなくて、しっかりと説明がなされた上で整合性の取れた必要な補正だと思います。

ただし、町民のお金を使う大きな事業でありますから、いま一度、設計も含めて精査をした上で、無駄はなくしてほしいと思いますが、このまましっかりと進めていってほしい事業だと思います。この庁舎建設事業費も含めて賛成をいたします。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案の採決は、起立採決といたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（附田俊仁君） 起立多数です。

したがいまして、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします、11時23分まで。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時22分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第17 議案第30号

○議長（附田俊仁君） 日程第17、議案第30号令和8年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） これではないのですけれども、先ほどの件なのですけれども。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第31号

○議長（附田俊仁君） 日程第18、議案第31号令和8年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第３１号は、原案のとおり可決されました。

○日程第１９ 議案第３２号

○議長（附田俊仁君） 日程第１９、議案第３２号令和８年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第３２号は、原案のとおり可決されました。

○日程第２０ 議案第３３号

○議長（附田俊仁君） 日程第２０、議案第３３号令和８年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 3 3 号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 1 議案第 3 4 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 2 1、議案第 3 4 号令和 8 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 3 4 号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 2 議案第 3 5 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 2 2、議案第 3 5 号令和 8 年度七戸町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 3 5 号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 3 議案第 4 0 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 2 3、議案第 4 0 号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 4 0 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第 2 4 議案第 4 1 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 2 4、議案第 4 1 号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 4 1 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第 2 5 議案第 4 2 号

○議長（附田俊仁君） 日程第２５、議案第４２号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第２６ 議案第４３号

○議長（附田俊仁君） 日程第２６、議案第４３号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第２７ 議案第４４号

○議長（附田俊仁君） 日程第２７、議案第４４号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４４号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第２８ 議案第４５号

○議長（附田俊仁君） 日程第２８、議案第４５号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４５号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第２９ 議案第４６号

○議長（附田俊仁君） 日程第２９、議案第４６号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第４６号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第３０ 議案第４７号

○議長（附田俊仁君） 日程第３０、議案第４７号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第４７号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第３１ 議案第４８号

○議長（附田俊仁君） 日程第３１、議案第４８号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４８号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第３２ 議案第４９号

○議長（附田俊仁君） 日程第３２、議案第４９号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第４９号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第３３ 議案第５０号

○議長（附田俊仁君） 日程第３３、議案第５０号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第50号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第34 議案第51号

○議長（附田俊仁君） 日程第34、議案第51号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第51号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第35 議案第52号

○議長（附田俊仁君） 日程第35、議案第52号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第36 議案第53号

○議長（附田俊仁君） 日程第36、議案第53号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第37 議案第54号

○議長（附田俊仁君） 日程第37、議案第54号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第54号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第38 議案第55号

○議長（附田俊仁君） 日程第38、議案第55号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより、本案について採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第55号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第39 議案第56号

○議長（附田俊仁君） 日程第39、議案第56号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第40 議案第57号

○議長(附田俊仁君) 日程第40、議案第57号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第41 報告第18号

○議長(附田俊仁君) 日程第41、報告第18号七戸町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番(听 清悦君) 先ほど、壇上でもお話ししましたが、個人が感染するのだけではなくて、特に集団感染のほうが、やはりクラスターといいますか、その拡大のほうが影響は大きいわけです。それも含めて、役場新庁舎に反対する理由の一つとして、今回改

めて話をしましたけれども、それについて、前の小又町長のときも、それを私は指摘して
いましたけれども、これについて、庁内で検討したことはあるのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 何をですか、クラスターについてですか。

9 番議員。

○9 番（听 清悦君） 要は、感染症が拡大しないようにするための対策、行動計画だと思
うのですけれども、その中でやはり、庁舎が今、分散している状態のものを、仮に 1 か
所に職員を集めた場合というのと、それについてまず検討したことがあるのか。

○議長（附田俊仁君） 9 番議員、仮定の話は要りません。もしそうならばという発言で
あるならば、その質問は受け入れません。

9 番議員。

○9 番（听 清悦君） 議長は仮定の話と言いますけれども、この計画というのは、万が
一、インフルエンザ等感染症が拡大した場合にどうするかという計画だと思うのですけれ
ども。

○議長（附田俊仁君） それと、庁舎の建設の話に何の関係がありますか。何を聞きたい
のですか。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 41 分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第 18 号を終わります。

○日程第 42 報告第 19 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 42、報告第 19 号令和 7 年度七戸町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第 19 号を終わります。

○日程第 43 報告第 20 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 43、報告第 20 号令和 7 年度七戸町一般会計事故繰越し
繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
以上で、報告第20号を終わります。

○日程第44 報告第21号

○議長（附田俊仁君） 日程第44、報告第21号令和7年度七戸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
以上で、報告第21号を終わります。

○日程第45 議員派遣の件について

○議長（附田俊仁君） 日程第45、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

議員派遣の内容につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員等変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の内容に変更を生じる場合については、議長一任とすることに決定いたしました。

○追加日程について

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

町長より追加議案1件が提出されましたので、去る6月1日、議会運営委員会において追加することに決定いたしました。本日の議事日程に加えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加議案１件については、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ただいまの追加議案、議案第５８号工事請負契約の締結について（倉岡生活改善センター等改築工事）について、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋邦貴君） ただいま提出いたしました全議案を、原案どおり可決くださいます。誠にありがとうございました。また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではございますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第５８号工事請負契約の締結については、倉岡生活改善センター等改築工事の条件付き一般競争入札を令和８年５月２８日に実施したところ、石田産業株式会社に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上、１議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案審議に入ります。

○追加日程第１ 議案第５８号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第１、議案第５８号工事請負契約の締結について（倉岡生活改善センター等改築工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

１１番議員。

○１１番（瀬川左一君） この建物は何年ぐらいたっていますか。見る限りは、屋根が飛んだり、ブルーシートをかけたたりしていますが、この当時に建てた建物が、七戸町でも、例えば昨年、作田川目生活改善センターとかその辺の傷みとか。国からの補助が何パーセントぐらいあって、今、改築することになりますか。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時４６分

再開 午前１１時４６分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） ただいまの質問にお答えいたします。

倉岡のコミュニティセンターの当初の建設した年度でございますけれども、こちらは昭

和49年の竣工のものになります。また、同じ敷地内にある七戸の第五分団の屯所ですけれども、こちらは昭和56年の竣工になっております。

また、こちらの改築工事に係る国の補助事業ですけれども、国庫補助は見込んでおりません。

以上になります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時58分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和8年第2回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時58分

以上の会議録は、事務局長西野勝夫の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和 8 年 6 月 5 日

上北郡七戸町議会議長

議 員

議 員